茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金支給要綱

（趣旨）

第１条　茨城県知事（以下「知事」という。）は，新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項に基づき，知事が行う営業時間の短縮要請（以下「営業時間の短縮要請」という。）に全面的に協力する中小企業者等に対し，予算の範囲内において，茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）を支給するものとし，その支給等に関しては，この要綱に定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　協力金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は，次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）要請の対象となる市町村（別紙の２）に所在する、要請対象事業者（別紙の３）を運営するものであること。

（２）営業時間の短縮要請の期間（別紙の１）より前に開業しておりかつ，営業の実態があること。

（３）営業時間短縮要請の全ての期間（別紙の１）に要請（別紙の４）に協力した事業者であること。

（４）食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けている者であること。

（５）茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和２年茨城県条例第46号）第２条第３号に規定する特定システム（以下「いばらきアマビエちゃん」という。）に登録していること。

（不支給要件）

第３条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者に対しては，協力金を支給しない。

（１）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第２条第１号から同条第３号に規定する者

（２）代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等（条例第２条第２号及び同条第３号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がある中小企業者等

（３）地方公共団体

（４）中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第２条第２項に規定する大企業及びこれに類する法人

（警察本部等への確認）

第４条　知事は，必要に応じ協力金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）について，前条第１項第１号及び第２号の該当の有無を県警察本部長あて照会することができる。

（協力金の額）
第５条　協力金の額は，別紙に掲げるとおりとする。

（協力金の申請）
第６条　支給対象者は，協力金の支給を受けようとするときは，新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式第１号。以下「申請書」という。)又は電子申請により必要な書類を添えて，知事に申請するものとする。
２　協力金の申請期間は，知事が別に定める。

（協力金の追加申請）
第７条　前条の申請をした者のうち，事情の変更があり，追加で協力金の支給を受けようとするときは，茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金追加支給申請書（様式第２号）又は電子申請により必要な書類を添えて，知事に申請するものとする。
２　協力金の追加申請の期間は，前条第２項に準ずる。

（宣誓・同意事項）
第８条　申請者は，次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし，知事は，当該宣誓又は同意をしない者には，協力金を支給しない。
（１）第２条に規定する支給対象者であること。
（２）第３条に規定する不支給要件に該当しないこと。
（３）知事が行う関係書類の提出指示，事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
（４）虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には，協力金の返還を行うこと。
（５）県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
（６）営業時間短縮要請の期間後も事業を継続する意思があること。
（７）店舗の利用者に「いばらきアマビエちゃん」の登録を積極的に促すこと。

（協力金の支給決定等）
第９条　知事は，第６条第１項の申請があったときは，その内容を審査し，適当と認められるときは協力金の支給を決定し，協力金を支給するものとする。
２　知事は，前項の審査の結果，協力金の支給をしない決定をしたときは，申請者に対し，いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金不支給決定通知書（様式第３号）により，その旨を通知するものとする。

（協力金支給の方法）
第10条　知事は，協力金の支給を決定したときは，申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

（支給申請のみなし取下げ）

第11条　知事は，関係書類の不備により振込不能等があり，知事が確認等に努めたにもかかわらず，30日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められるときは，当該協力金の申請が取り下げられたものとみなす。

（調査・提供）

第12条　知事は，協力金の支給について，必要と認めるときは，申請者等関係者に対して書類の提出を求め，事情聴取等を行うことができる。

２　知事は，協力金の支給に関する情報について，法律等に基づき，地方公共団体等に対し提供することができる。

（支給決定の取消し等）

第13条　知事は，協力金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，当該各号に定める額にかかる支給決定を取り消すことができる。

（１）故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより，本来受けることのできない協力金を受け，又は受けようとする場合　支給決定した協力金の全額

（２）前号に該当しない場合であって，協力金の支給を受けた者に支給されるべき協力金の額を超えて支給を受けた場合　当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額

２　知事は，前項第１号に該当すると認めたときは，前項第１号に該当すると認めた日又は協力金の支給決定を取り消した日以後，当該者に協力金を支給しないものとする。

３　知事は，第１項の規定による取消しを行ったときは，取り消された者に対し，その旨を通知するものとする。

（協力金の返還等）

第14条　知事は，前条第１項の規定による取消しを行ったときは，期限を付して，既に支給した協力金の返還を命ずることができる。

２　知事は，前条第１項第１号に基づく取消しを行い，前項に基づく協力金の返還を命ずる場合には，その命令に係る協力金の受領の日から納付までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

３　前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において，第１項に基づく協力金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは，その納付金額は，当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。

４　第３項に基づく協力金の返還及び前項の加算金の納付については，当該命令のなされた日から20日以内とし，期限内に納付がない場合は，未納に係る金額に対して，その未納に係る期間に応じて，年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（その他）
第15条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，知事が別に定める。

付　則
この要綱は，令和２年12月７日から施行する。

付　則
１　この要綱は，令和２年12月25日から施行する。
２　この要綱による改正前の要綱で定める様式は，当分の間，なお使用することができる。

付　則
１　この要綱は，令和３年１月22日から施行する。
２　この要綱による改正前の要綱で定める様式は，当分の間，なお使用することができる。

（別紙）

要請の期間 （別紙の１）	対象市町村 （別紙の２）	要請対象事業者※１ （別紙の３）	要請内容※２ （別紙の４）	協力金の金額 ※３
令和2年11月30日～12月13日	土浦市、古河市、取手市、牛久市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市、阿見町	酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	28万円
令和2年12月2日～12月13日	鹿嶋市、坂東市	酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	24万円
令和2年12月3日～12月13日	常総市	酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	22万円
令和2年12月14日～12月20日	土浦市、つくばみらい市、利根町	酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	14万円
令和3年1月6日～1月12日	水戸市（大工町1丁目～3丁目、土浦市、結城市、常総市、ひたちなか市、稲敷市、城里町、阿見町	酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店（1月8日以降は、すべての飲食店に対して要請）	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。（1月8日以降は20時から翌朝5時まで営業を行わないこと）	28万円
令和3年1月7日～1月12日	日立市、牛久市、八千代町	酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店（1月8日以降は、すべての飲食店に対して要請）	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。（1月8日以降は20時から翌朝5時まで営業を行わないこと）	24万円
令和3年1月8日～1月12日	水戸市（全域、※大工町1丁目～3丁目は1月6日から要請）、石岡市、龍ケ崎市、笠間市、取手市、つくば市、守谷市、坂東市、河内町、利根町	飲食店	20時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	20万円
令和3年1月13日～1月20日	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市。龍ケ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、大洗町、東海村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町	飲食店	20時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	32万円
令和3年1月14日～1月20日	下妻市、那珂市、美浦村	飲食店	20時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	28万円
令和3年1月18日～2月7日	県内全市町村	飲食店	20時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	84万円

※１：営業時間短縮要請前に、要請に係る時間に営業を行っていた店舗であること。
※２：終日休業した場合も含む。
※３：要請にかかる日数が重複している場合は、重複する日数を１日として協力金額を計算します。